

オンライン国会「改憲不要」

衆院憲法審査報告書を可決

「オンライン国会」実現に向けた課題

実現する場合の「例外」とは

感染症の流行や災害による交通網遮断などを想定するが、実際は?

公開性はどう担保するか

議場では「自由な傍聴」で担保してきた公開性をどう実現させるか

オンラインで出席している議員が本人かどうかをどう確認するのか。不正の防止策

オンライン出席の範囲

オンライン出席者に与えられる権限は、発言や表决、臨時の動議提出などどこまで認めるか

今回の憲法審査会の進み方をめぐっては、異例な対応が続いて野党から問題視する声も上がった。新年度当初予算案を予算委員会で審議中は開催しないのが近年の慣例だったが、今国会では審議中の2月10日から開催された。そのなかで、オンライン国会の憲法上の論点を整理し、

報告書は憲法審査会議長が近く、細田博之衆院議長に提出する。オンライン国会が実現する可能性が出てきた。

憲法56条第1項は、衆参両院の本会議を開く要件について「総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」と定める。衆院憲

法審では、新型コロナウイルスが蔓延し、国会議員が議場に集まれなくなる」と論じて、「出席」にはオンラインを通じての出席も含まれるかどうかを議論。4回目となるこの日には

議論では、新型コロナウイルスが蔓延し、国会議員が議場に集まれなくなる」と論じて、「出席」にはオンラインを通じての出席も含まれるかどうかを議論。4回目となるこの日には

対象・技術面に課題

衆院憲法審査会は、憲法を改正しなくともオンライン国会を開けるとする意見が各会派で大勢だとある報告書を、賛成多数で決めた。憲法審が「このした報告書を採り扱うのは異例だ。」これを踏まえ、衆院議院運営委員会でオンライン国会の制度設計着手する見通しだが、解決すべき論点は多い。

多数決でとりまとめ 異例

議論の場は議連に移るが、実際に導入するための課題が多い。この日の討議では日本維新的会の三木圭一郎氏は、オンライン国会を認める「例外」の対象について、「国会機能の維持が必要

具体的な要件や手続きを定めるには、衆院規則の改正が必要。国会法を改正するかというかも議論する。今後の具体的なスケジュールは、現時点では示されていない。

(中田絢子)

議論の場は議連に移るが、実際に導入するための課題が多い。この日の討議では日本維新的会の三木圭一郎氏は、オンラインによる出席も含まれるかどうかを議論。4回目となるこの日には「大歓」とした。

議論の場は議連に移るが、実際に導入するための課題が多い。この日の討議では日本維新的会の三木圭一郎氏は、オンラインによる出席も含まれるかどうかを議論。4回目となるこの日には「大歓」とした。

となる場合のみ認めると、例えば議員の出席時や会議室での議論が認められない」と語った。ただ、この辺りにおいては他党から「最後は院全体で判断すべき」として、「例外的に」オンラインによる出席も含まれるとの意見が審査会の公明党的中野洋昌氏は、「会議の公平性や可視性、システムのセキュリティや投票の真正性を確保する」とも必要」と述べた。

報告は議連に議論が移行する過程との見方が出る。

一方、この日の憲法審議は幹事は記者団に「議論を深め、一定の方向を見出だした」と大きな喜びを感じている」と評価し、緊急事態条項の創設を含む自民の「改憲4項目」の議論を進展させたい意向を示した。

今回の判断について、高千穂大の五野井郁夫教授（政治学）は「オンライン国会は衆参両院の規則や国会法などで対応できる。強引に理由をつけて憲法審を動かす」と改憲の機運を高めようとしているのではなく、「1カ月足らずでの採決となつた。

報告を多数決で採り立てるのも異例だ。反対は回った共産党の赤嶺政賢氏

は、「憲法の個々の条文解釈を多数で確定させる極めて乱暴なやり方は、断じて認められない」と語った。